# II 健康であたたかい心の かよいあうまちを築くために 

## II 健康であたたかい心のかよいあうまちを築くために

1．保健•医療の充実 ..... 37
1 東大和市健康増進計画 ..... 37
（1）計画の目的，性格 ..... 37
（2）計画の基本理念 ..... 37
（3）計画の目標 ..... 37
（4）計画を推進するために ..... 37
2 予防対策 ..... 38
（1）定期予防接種 ..... 38
（2）先天性風しん症候群対策事業 ..... 38
（3）結核予防 ..... 38
3 母子保健 ..... 38
（1）母子健康手帳の交付 ..... 38
（2）訪問指導 ..... 38
（3）電話•窓口相談 ..... 38
（4）健康教育 ..... 38
（5）グループ活動 ..... 38
（6）歯科相談事業 ..... 38
（7）食育推進事業 ..... 39
（8）妊産婦•乳幼児保健指導 ..... 39
（9）母子栄養食品の支給 ..... 39
（10）育児用品の配布 ..... 39
（11）子育て応援アプリ ..... 39
（12）健康診査 ..... 39
4 成人保健 ..... 40
（1）健康手帳の交付 ..... 40
（2）健康相談 ..... 40
（3）健康教育 ..... 40
（4）食育推進事業 ..... 40
（5）健康診査 ..... 40
（6）メンタルチェックシステム （こころの体温計） ..... 40
（7）骨髄移植ドナー助成 ..... 40
5 休日急患診療所の運営 ..... 42
6 祝日等歯科応急診療事業の実施 ..... 42
7 公立昭和病院 ..... 42
8 歯科医療連携推進事業 ..... 42
9 献血 ..... 42
10 薬物乱用防止推進地区協議会 ..... 42
11 健康づくりカレンダー ..... 42
12 健康ウォーキングマップ ..... 42
13 健康都市の実現に向けた 東大和市健康寿命延伸取組方針 ..... 42
14 その他 ..... 42
2．高齢者保健福祉の推進 ..... 43
1 高齢者福祉 ..... 43
（1）高齢者ほっと支援センター事業 ..... 46
（2）高齢者見守りぼっくす事業 ..... 46
（3）高齢者見守りネットワーク事業 ..... 46
（4）生きがい，社会参加のための事業 ..... 46
2 介護保険 ..... 47
（1）東大和市高齢者福祉計画• 第7期介護保険事業計画 ..... $\cdot 47$
（2）第1号被保険者数• 要介護（要支援）被保険者数 ..... 47
（3）給付費 ..... 47
3．障害者福祉の推進 ..... 48
1 相談事業 ..... 48
（1）障害者（児）福祉に関する相談業務 ..... 48
（2）身体障害者•知的障害者 相談員の設置 ..... 48
（3）精神保健福祉相談（一般相談等） ..... 48
2 障害者総合支援法による障害福祉サービス等$\cdot 48$
3 児童福祉法による障害児支援等 ..... 49
4 障害者総合支援法による 地域生活支援事業 ..... 50
5 在宅福祉事業 ..... 51
6 医療給付•助成事業 ..... 52
7 障害児福祉事業 ..... 52
（1）障害児保育事業 ..... 52
8 やまとあけぼの学園 ..... 52
（1）児童発達支援事業 ..... 52
（2）障害児相談支援事業 特定相談支援事業 ..... $\cdot 52$
9 総合福祉センターは～とふる ..... 52
10 地域生活支援センターウェルカム ..... 52
11 心身障害者の状況 ..... ． 53
（1）身体障害者数 ..... 53
（2）知的障害者数 ..... 53
（3）精神保険福祉手帳所持者数 ..... 53
12 手当等 ..... 53
4．児童福祉の推進 ..... 55
1 東大和市子ども・ 子育て支援事業計画 ..... 55
2 保育体制の充実 ..... 55
（1）保育所（認可保育園） ..... 55
（2）認定こども園 ..... 56
（3）小規模保育 ..... 57
（4）家庭的保育（保育ママ） ..... 57
（5）認可外保育施設利用者に対する 補助金 ..... 57
（6）認証保育所補助事業 ..... 57
（7）幼児教育•保育の無償化 ..... 57
3 子育て支援制度の充実 ..... 58
（1）子ども家庭支援センター事業 ..... $\cdot 58$
（2）ファミリー・サポート・ センター事業 ..... 58
（3）子育てひろば事業 ..... 58
（4）緊急一時保育事業 ..... 58
（5）一時預かり事業 ..... 58
（6）子どもショートステイ事業 ..... 58
（7）入院助産 ..... 58
（8）赤ちゃん・ふらつと整備事業 ..... 58
（9）休日保育 ..... 58
（10）年末保育 ..... 58
（11）病児•病後児保育 ..... 58
4 ひとり親家庭支援の充実 ..... 59
（1）母子生活支援施設 ..... 59
（2）母子•父子自立支援プログラム ..... 59
（3）母子家庭等自立支援給付金支給事業 ..... 59
5 育成施設 ..... $\cdot 60$
（1）児童館 ..... $\cdot 60$
（2）学童保育所 ..... 61
5．社会保障の充実 ..... 62
1 生活保護 ..... 62
2 国民年金 ..... 62
3 国民健康保険 ..... 63
4 後期高齢者医療 ..... 65
6．地域福祉の推進 ..... 66
1 東大和市地域福祉計画 ..... 66
（1）計画の目的，性格 ..... 66
（2）計画の基本理念 ..... 66
（3）計画の目標及びその推進のために ..... 66
2 民生委員 ..... 67
（1）民生委員•児童委員協議会 ..... 67
（2）民生委員推薦会 ..... 67
3 保護司 ..... 67
（1）保護司会 ..... 67
（2）東京都北多摩地区保護観察協会 ..... 67
4 その他の地域福祉 ..... 67
（1）避難行動要支援者支援に関すること ..... 67
（2）り災者災害援護に関すること ..... 67
（3）日本赤十字社東大和市地区 ..... 67
（4）遺族会 ..... 67
（5）原子爆弹被爆者見舞金（市制度） ..... 67
5 社会福祉協議会 ..... 67

## 1．保健•医療の充実

健康は，いきいきとした豊かな生活を送るための基本的な条件であり，全ての人の願いである。

市立保健センターでは，母子から成人までの市民の健康診査•検診•健康教育•健康相談等を総合的に実施している。
市民の健康保持•增進と疾病予防のための事業は次 のとおりである。

## 1 東大和市健康増進計画

（1）計画の目的，性格
市では，国における「21世紀における国民健康 づくり運動く健康日本 $21>$ 」の策定や東京都の「東京都健康推進プラン21」を踏まえ，疾病予防 や早期発見を目的とした，各種がん検診，健康相談，健康教育などの実施や生活習慣病の予防対策 として，関係部署が協働し，市民の健康の保持増進と生活習慣病予防を図ってきた。このほか，健康づくりに関連したさまざまな事業や活動を実施 してきた。
市民自らが心身ともに健康で生き生きとした，豊かな人生を送ることができるよう，健康寿命の延伸に取り組み，その実現を図るため，市民，事業者，関係機関，行政がともに健康づくりに取り組むことが求められている。

これらのことを踏まえ，市では総合的な健康づ くりの指針として，食育推進計画，母子保健計画 を含めた「東大和市健康増進計画」を策定した。

この計画は，「東大和市第四次基本計画」を上位計画とし，その健康づくりの推進にかかる分野 を具体化し，市における健康づくりの方向性を定 め，そのための施策を総合的，計画的に推進する ための基本的指針となるものである。
なお，策定にあたっては，国の「健康日本21 （第二次）」や「健やか親子 21 （第 2 次）」，「東京都食育推進計画」等や市の関連計画との整合性を図った。

この計画の期間は，平成 27 年度から令和 2 年度 までとした。

## （2）計画の基本理念

「生涯にわたって 健康でいきいきと 豊かな人生をおくれるまち 東大和」を基本理念とし，「自らの健康は自らが守ることを基本とした健康

の保持•増進のための体制の整備」を推進するた めに地域のソーシャル・キャピタルを活用し，個人の取組では解決できない地域社会の健康づくり を目指す。

## （3）計画の目標

（1）健康寿命の延伸
健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限さ れることなく生活できる期間）の延伸を目指す。
（2）健康格差の縮小
地域や社会経済状況の違いによる集団間にお ける健康状態の差が縮小するよう，自分の健康状態をよいと感じる主観的健康感の向上を目指 す。
（4）計画を推進するために
（1）計画の推進体制
市民の健康づくりに関し，市民，関係機関及 び行政職員の意識の喚起を図るとともに，関連部署による推進体制の強化を図り，総合的な施策の推進を図る。
（2）計画推進における役割分担
本計画の推進にあたっては，市民，関係機関•事業者，学校等教育機関，行政の健康づく りに関わる各々の役割を明碓にするとともに，情報の共有を図り，連携•協働を重視して地域 に根づいた活動の展開を図る。
（3）計画の進行管理
本計画の着実な推進を図るため，最終年度に本計画に定める数値目標の達成状況の評価を行い，更なる改善に向けた計画の見直しを行う。必要に応じて，市民意識調査等の調査結果を評価指標を取り入れる。
本計画の進行管理にあたっては，設定した目標等に関連するデータの収集を定期的に実施す る。また，各年度の事業の実績•進捗について は東大和市地域福祉審議会に意見を聴き，PD CAサイクルによる効率的な施策の進行管理に努める。

## 2 予防対策

（1）定期予防接種
予防接種法に基づき，各対象年齢の市民に個別 に予防接種を行っている。

| 種 別 | 東大和市における標準的な接種年齢 | 接種 <br> 回数 |
| :---: | :---: | :---: |
| B 型 肝 炎 | 生後2～12月未満 | 3回 |
| H i b 感 染 症 | 生後 $2 \sim 60$ 月未満 | 4回 |
| 小児の肺炎球菌感染症 | 生後2～60月未満 | 4回 |
| ジフテリア・百日咳• ポリオ・破傷風 （四種混合等） | 生後3～90月未満 | 4回 |
| $B \quad$ C G | 生後 $5 \sim 8$ 月末満 | 1回 |
| 麻しん風しん混合 1期 2期 | 生後 $12 \sim 24$ 月未満小学校入学前の1年間 | $\begin{aligned} & \text { 1回 } \\ & \text { 1回 } \end{aligned}$ |
| 水－－－－－－－痘 | 1～3歳未満 | 2回 |
| $\begin{array}{ll}\text { 日本脳炎 } & 1 \text { 1期 } \\ & \text { 2期 }\end{array}$ | $3 \sim 5$ 歳未満 <br> $9 ~ 10$ 歳未満 | 3回 <br> 1回 |
| 二 種 混 合 | 11～12歳未満 | 1回 |
| ヒトパピローマウイルス感染症 | 中学1年生の女子 | 3回 |
| インフルエンザ | 65歳以上 | 1回 |
| 高齢者の肺炎球菌 | 65 歳※1 65歳以上 | 1回 |
| 風 し ん 5 期 | ※2 | 1回 |

$※ 1$ 経過措置として，平成 26 年度～平成 30 年度まで
当該年度中に65，70，75，80，85，90，95，100歳 となる方が対象とされていたが，この経過措置が令和5年度までさらに5年間延長された。
$※ 2$ 昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 年 1 日生まれの男性で，風しんの抗体検査の結果，抗体価が不十分だ った方を対象とし，令和3年度まで実施する。

## （2）先天性風しん症候群対策事業

妊婦が風しんにかかり，胎児が感染することに より発症する「先天性風しん症候群（難聴，先天性心疾患，白内障及び網膜症）」を予防するため， 19歳以上の将来妊娠を希望する女性や同居する人等を対象として，風しんの抗体検査及び予防接種を実施している。

## （3）結核予防

結核の早期発見•早期治療を目的として，市民 を対象に保健センター等を会場として，結核検診 （胸部レントゲン直接撮影）を実施している。

## 3 母子保健

（1）母子健康手帳の交付
妊張の届出時に，母子の健康診査や保健指導等 の結果を記録する母子健康手帳を交付している。
（2）訪問指導
保健師，栄養士，訪問指導員が妊産婦，新生児 （未熟児含む），乳幼児の家庭を訪問し，健康状

態，発育状況，生活環境，疾病予防などの相談を行っている。

## （3）電話•窓口相談

保健師，栄養士，歯科衛生士等が，窓口または，電話で随時，健康に関する各種相談を行っている。

## （4）健康教育

（1）両親学級
妊婦とその配偶者を対象に，妊娠中の健康管理，出産，新生児の保育，健康的な食生活等に ついての講義や実習，話し合いを行っている。
（2）育児学級
おおむね生後 4 か月～1歳までの育児に不安を持つ母親等を対象に，乳児期の育児•離乳食に関する不安•悩みの解決と育児の仲間作りの場 として開催している。
（3）すこやか広場
乳幼児期の健康•栄養•発育発達•疾病等の知識の取得と育児の仲間作りの場として開催し ている。内容は，身長•体重の計測，イルカの会（35歳以上で第1子出産），さくらんぼ（双子） の会，カンガルー（未熟児）の会で構成してい る。
（4）職員の派遣
グループや団体の実施する講習会等に，保健師，栄養士，歯科衛生士を講師として派遣して いる。
（5）グループ活動
継続的関わりが必要な母子を対象に，子育てに自信を持つことができるようグループ活動を実施 している。

## （6）歯科相談事業

（1）むし歯予防教室
口腔の健全な発育発達を促すために，1歳～1歳6か月の幼児の保護者を対象に，食生活を含 めた歯科保健に関する教室を開催している。
（2）歯科健康診査
1歳6か月児健康診査後～4歳の誕生日を迎え るまでの幼児を対象に，歯科健康診査及び保健指導を行っている。
（3）歯科予防処置
歯科健康診査及び保健指導の結果，必要な幼児を対象に予防処置として，フッ素塗布を行っ ている。
（4）スマイルクラス（4歳児歯磨き教室）
4歳児とその保護者に対し，歯科医師の講話歯科健診，歯みがき指導等のむし歯予防に関す る教室を開催している。

## （7）食育推進事業

（1）離乳食講習会
乳児期の離乳食の進め方の講話と調理実習等を行っている。
（2）幼児食講習会
幼児の食育講話と調理実習を行っている。
（3）親子料理教室
小学生の親子を対象に，学童期から食に関心 をもつよう食育講話と調理実習を行っている。
（8）妊産婦•乳幼児保健指導
生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯で，経済的理由により保健指導を受け ることが困難な妊産婦•乳幼児を対象に，委託医

療機関で保健指導を実施している。

## （9）母子栄養食品の支給

妊産婦の母体の健康保持と胎児及び出産後の乳児の健全な発達のために，生活保護法による被保護世帯，市町村民税非課税世帯，所得税非課税世帯の妊産婦及び医師により栄養強化が必要と認められた乳児を対象に，粉乳を支給している。
（10）育児用品の配布
出産後から切れ目ない子育て支援を行うため，職員による子育て用品の直接配布を行っている。
（11）子育て応援アプリ
子育て支援に役立つ情報の掲載や機能を有す るスマートフォン用アプリケーションソフトを配信している。

## （12）健康診査

妊産婦及び乳幼児の健康保持•増進のため，別表のとおり各種健康診査を実施している。

## －健康診査の概要

| 名 称 | 内 容 |
| :---: | :---: |
| 妊 婦 健 康 診 査 | 妊婦の方に対し健康診査（14 回まで），超音波検査（1回），子宮頸がん検診 （1回）を都内委託医療機関で実施。里帰り出産等の方には助成金を支給。 |
| 妊 婦 歯 科 健 康 診 査 | 希望者を対象に，市内指定医療機関で妊婦の歯科健康診査を実施。 |
| 新 生 児 聴 覚 検 査 | 生後50日までの児に聴覚検査を都内委託医療機関で実施。里帰り出産等で検査を都外の医療機関で受けた方には助成金を支給。 |
| $3 \sim 4$ か 月 児 健 康診 査 | $3 \sim 4$ か月児を対象に，医師の診察等の健康診査を保健センターで実施。 |
| 乳 児 健 康 診 査 | $6 \sim 7$ か月児と $9 \sim 10$ か月児を対象に，都内委託医療機関で健康診査と保健指導を実施。 |
| 産 婦 健 康 診 査 | $3 \sim 4$ か月児健康診査時に，産婦を対象に保健指導，尿検査，血圧測定（必要 な方）を実施。 |
| 1 歳 6 か月児健康診査 | 1 歳 6 か月児を対象に，医科•歯科の診察，心理相談等の健康診査を保健セン ターで実施。 |
| 3 歳 児 健 康 診 査 | 3 歳児を対象に医科•歯科の診察，心理相談，視力•聴力検査等の健康診査を保健センターで実施。 |
| 5 歳 児 健 康 診 査 | 5 歳児を対象に医科•歯科の診察，心理相談等の健康診査を保健センターで実施。 |
| 乳幼児精密健康診査 | $3 \sim 4$ か月児， 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査等の結果，精密検査が必要と判断された乳幼児を対象に，委託医療機関で実施。 |
| 乳幼児発達健康診査 | 一般健康診査の結果，発達状況について確認が必要と判断された乳幼児を対象に，保健センターで健康診査を実施。 |
| 乳幼児経過観察健康診査 | 一般健康診査の結果，経過観察が必要とされた乳幼児を対象に，保健センタ一で健康診査を実施。 |
| 乳幼児経過観察発達相談 | 一般健康診査等の結果，心理面の経過観察が必要な幼児を対象に，保健セン ターで心理相談を実施。 |

## 4 成人保健

（1）健康手帳の交付
40歳以上の希望者等に，健康診査の記録など健康保持のために必要な事項を記入する健康手帳を窓口交付またはホームページから健康手帳データ のダウンロードを案内している。

## （2）健康相談

（1）家庭訪問
保健師，栄養士が家庭を訪問し，疾病，生活習慣，栄養等についての相談を行っている。
（2）電話•窓口相談
保健師，栄養士，歯科衛生士が電話または窓口で随時，疾病，生活習慣，栄養等についての相談を行っている。
（3）成人健康相談
保健師，栄養士，歯科衛生士による健康相談日を隔月に1回設けている。
（4）がん検診時等での健康相談
肺がん検診時に保健相談を実施している。
（5）こころの健康相談
専門医によるこころの健康に関する相談を保健センターで実施している。
（6）女性の健康相談
女性医師による女性のための健康相談を実施

している。

## （3）健康教育

（1）教室等
生活習慣病の予防や健康増進など健康に関 する知識を普及するため，65歳未満の方に下表 のとおり各種健康教室を実施している。
（2）職員の派遣
グループや団体の実施する講習会等に，保健師•栄養士•歯科衛生士を講師として派遣して いる。

## （4）食育推進事業

食に関する知識の普及，地域の食文化の継承等様々なテーマで講習と調理実習を実施している。
（5）健康診査
生活習慣病や各種がんの早期発見のため，右表 のとおり健康診査，各種がん検診を実施している。
（6）メンタルチェックシステム（こころの体温計） インターネット端末を使用したメンタルチェッ クシステムを導入，実施し市民のこころの健康の保持増進に努めている。

## （7）骨髄移植ドナ一助成

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄 バンク事業において，骨髄または末梢血幹細胞を提供した方等に対して助成している。

## －健康教室の概要

| 教 室 名 | 対 象 者 | 内 容 | 開催回数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 生活習慣病予防教室 | （1）成人健康診査の結果等から要指導と判定 された方 <br> （2）医療機関，保健所等からの紹介者 <br> （3）一般公募等で参加を希望する方 | 1教室3日制計測，医師講話•栄養指導，運動指導 | 年 2 回 |
| 糖尿病予防教室 |  | 1教室3日制医師講話，運動指導栄養指導 |  |
| ミニ糖尿病予防教室 | 一般公募等で参加を希望する方 | 1 教室1日制 | 年2回 |
| 男性の料理教室 | 一般公募等で参加を希望する方（男性） | 1 教室1日制 <br> 栄養指導•調理実習 | 年2回 |
| いきいきヘルシー教室 | 一般公募等で参加を希望する方 | 1教室2日制 1日目 運動指導 2日目 栄養指導 | 年2回 |
| 女性のいきいき健康教室 | 一般公募等で参加を希望する方（女性） | 1 教室 1 日制講話や運動指導等 | 年2回 |
| 健康づくり講演会歯周病予防講演会摂食・えん下講演会 | 一般公募等で参加を希望する方 | 医師等の講演 | 各年1回 |

－成人健康診査・がん検診等の概要

| 名 称 | 対 象 者 |  | 実施場所 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 成 人 健 康 診 査 （若年層） | 20 歳～39 歳 |  | 指定医療機関 |
| 成 人 健 康 診 査 （無保険者等） | 40歳以上の無保険者等 |  |  |
| 肝炎ウイルス検診 | 40 歳， 41 歳以上の肝炎ウイルス検診 の未受診者 | 問診，HC V 抗体価精密測定，H B s 抗原精密測定 | 指定医療機関 |
| 骨粗しょう症検診 | $\begin{aligned} & 40 \cdot 45 \cdot 50 \cdot 55 \cdot 60 \cdot \\ & 65 \cdot 70 \text { 歳 (女性) } \end{aligned}$ | 問診，骨量測定検査（超音波検査，腰椎•前腕•大腿骨D X A法） | 指定医療機関 |
| 成人歯科健康診査 | $\begin{aligned} & 30 \cdot 40 \cdot 50 \cdot 60 \cdot 70 \cdot \\ & 76 \cdot 80 \cdot 85 \text { 歳 } \end{aligned}$ | 問診，口腔内診査 | 指定歯科医療機関 |
| 胃がんリスク検査 | $\begin{aligned} & \hline 40 \text { 歳~74歳 } \\ & \text { (胃がんリスク検 } \\ & \text { 査末受診者) } \\ & \hline \end{aligned}$ | 問診，ヘリコバクターピロリ菌抗体検査，血清ペプ シノーゲン検査 | 指定医療機関 |
| 胃 が ん 検 診 | 35 歳以上 | 問診，バリウムによる胃部エックス線撮影 | 保健センター |
| 子宮頸がん検診 （女性のみ） | ○20歳以上 <br> ○クーポン検診 ： <br> 20 歳（国基準によ <br> り変更あり） | 問診，内診，子宮頸部の細胞採取と検査 | 指定医療機関 |
| 肺 が ん 検 診 | 40 歳以上 | 質問，胸部エックス線撮影，喀痰細胞診検査（50歳以上で喫煙指数 600 以上の方） | 保健センター |
| 乳が ん 検 診 （女性のみ） | O40歳以上 <br> ○クーポン検診： <br> 40 歳（国基準によ <br> り変更あり） | 問診，乳房エックス線（マンモグラフィ）検査 | 保健センター指定医療機関 |
| 大腸がん検診 | 40 歳以上 | 問診，免疫便潜血検查2日法 | 指定医療機関 |
| 前立腺がん検診 <br> （男性のみ） | 50 歳以上（男性） | 問診，P S A 検査（前立腺特異抗原測定の血液検査） | 指定医療機関 |

## 5 休日急患診療所の運営

日曜•祝日及び年末年始における一次救急医療機関として「東大和市休日急患診療所」を開設し，内科•小児科の診療を行っている。

## 6 祝日等歯科応急診療事業の実施

市内歯科医療機関による在宅輪番制で祝日及び年末年始の応急診療を行っている。

## 7 公立昭和病院

公立昭和病院（東大和市外6市により運営）は，昭和37年に従来の伝染•結核病院に一般病院を併設し小平市に開設された。延床面積 $50,589 \mathrm{~m}^{2}$ ，ベ ッド数518床（感染症床6床，一般病床512床）と外観•内容とも多摩北部の中核をなす病院として，地域医療センターの役割を担っている。

また，平成26年8月より組織が組合から企業団と なっている。

## 8 歯科医療連携推進事業

在宅要介護者，障害者等が身近な地域で必要な歯科医療サービスが受けられるよう，かかりつけ歯科医の定着を図ることを目的に，かかりつけ歯科医師の紹介等を行っている。

## 9 献血

献血推進協議会（昭和56年7月設置）を組織し，日本赤十字社と連携して，献血思想の普及と献血事業の推進に努めている。

## 10 薬物乱用防止推進地区協議会

薬物乱用防止のため地域で啓発活動を行ってい る薬物乱用防止推進地区協議会への活動費の一部 を補助するなど，円滑な運営が図れるよう協力し ている。

## 11 健康づくりカレンダー

保健センターが実施する検診等事業を紹介する「健康づくりカレンダー」を平成27年度から作成 している。市内全戸配布を実施している。

## 12 健康ウォーキングマップ

運動習慣の定着を目指し，「観る」「遊ぶ」「食 べる」「元気」と健康づくりの視点を取り入れた「健康ウォーキングマップ」を平成29年10月に作成し た。

市内の自然や見どころ施設を巡る全11コースを掲載し，市内公共施設等で市民に配布している。

## 13 健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針

健康寿命の延伸を図るとともに，健幸都市の実現に向けた市の取組を推進していくための方針を策定した。

## 14 その他

－感染症発生時において，保健所からの指示に基づき患者宅の消毒を行うことになっている。
－狂犬病予防のための飼い犬の登録等を行って いる。
－犬の登録数

| 年 度 | 前年度末 <br> 登録数 <br> A | 新規登録 <br> a | 転 入 <br> b | 転 <br> c | 出 <br> 死 亡 <br> d | 登録 <br> 消除数 <br> e | 年度末 <br> 登録数 <br> $(\mathrm{A}+\mathrm{a}+\mathrm{b}-\mathrm{c}-\mathrm{d}-\mathrm{e})$ | 変更 <br> 届出数 |
| ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 平成28年度 | 3,764 | 268 | 73 | 60 | 204 | 1 | 3,840 | 66 |
| 29 年度 | 3,840 | 213 | 59 | 77 | 257 | 0 | 3,778 | 69 |
| 30 年度 | 3,778 | 193 | 75 | 76 | 311 | 0 | 3,659 | 83 |

## 2．高鹷者保健福祉の推進

## 1 高齢者福祉

わが国の総人口に占める65歳以上人口の割合 （高齢化率）は，現在世界最高水準に達しており，高齢者の社会保障の充実にむけて，その方策が大 きな社会問題となっている。

当市においても高齢化率は平成31年4月1日現在
26． $84 \%$ となっており，市民 4 人に 1 人が 65 歳以上と いう状況になっている。そして，これは加速的に増加しており，加えて高齢者のみの世帯や高齢者

単身世帯が今後も増えていくことが予想される。
平成12年4月から介護保険制度が始まり，高齢者 が安心して住みなれたまちで暮らし続けられるよ ら，様々な介護サービスが提供されているが，当市では，介護保険制度に基づく施策のほか，以下 の高齢者福祉施策事業と介護予防事業を実施して いる。

## －高齢者福祉施策

| 年齢 | 事 業 名 | サービス内容 | $\begin{array}{ll}  & \text { 費 } \end{array} \text { 用 }$ | 所得制限 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 60 歳以上 | さわやかサービス | 掃除•買い物等にお困りの方に，市民同士の助け合いサービスと して，日常生活上の家事援助を行う。実施主体：東大和市社会福祉協議会 | 有 | 無 |
| おお <br> むね <br> 65 歳 <br> 以上 | 䜿急通報システム | ひとり暮らし，高齢者のみの世帯等の方に，緊急連絡用のペンダ ント型の無線発報器と生活リズムセンサーを貸与する。通報があ ると，現場派遣員（ガードマン）が現地江駆け付け，緊急の場合 は，救急車を要請する。 | 有 | 無 |
|  | 火災安全システム | 在宅で重度の要介護の方や心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者のみで暮らす方に，住宅用防火機器（火災警報器， ガス安全システム，電磁調理器，家庭内で火災が発生したときに東京消防庁へ自動通報できる機器等）を給付または，貸与する。 | 有 | 無 |
|  | 見守り・声かけ活動 | 高齢者が地域で安心して暮らせるように，地域ごとに組織化して見守りや声かけをボランティアが行う。 <br> 実施主体：東大和市社会福祉協議会 | 無 | 無 |
|  | 東大和元気ゆらゆら ポイント事業 | 介護予防や認知症予防に役立つ活動に 1 回参加するごとに 1 ポイ ントを付与する。所定のポイントを貯めると，景品と交換するこ とができる。 | 原則なし | 無 |
| 65 歳以上 | 安心見守り・食事サービス | ひとり暮らし，高齢者のみの世帯等で，買い物や炊事が困難な方 （家族と同居の方も含む。）に，昼食を毎日（年末年始を除く）業者がお届けする。 | 有 | 無 |
|  | 生活支援ショートスティ |  | 有 | 無 |
|  | 自立支援日常生活用 具 の 給 付 | 介護保険の要介護認定等を申請した結果，非該当となった方のう ち生活機能の低下した方を対象に，日常生活用具（腰掛便座•入浴補助用具・スロープ・歩行支援用具）を給付し，自立支援を図 る。 <br> ※事前の相談及び申請が必要 | 有 | 無 |


| 年齢 | 事 業 名 | サービス内容 | $\begin{array}{ll} \hline \text { 費 } & \text { 用 } \\ \text { 負 } & \text { 担 } \end{array}$ | 所得 <br> 制限 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 65 歳以上 | 住 宅 改 修 の 給 付 | 介護保険の要介護認定等を申請した結果，非該当となっ た方のらち生活機能の低下した方を対象に，転倒予防•動作の容易性の確保等のため，住宅改修費の一部を給付 する。また，要介護•要支援認定を受けた方を対象に，転倒予防•動作の容易性の確保，介護者の負担軽減等の ための設備改修費の一部を給付する。 <br> ※改修工事施工前の相談及び申請が必要 | 有 | 無 |
|  | 認知症高齢者等居場所 お知らせサービス | 外出して時々自宅に戻れないなどの行動がある在宅の認知症高齢者等を介護している方に，居場所探索専用端末機器を貸与する。電話等で高齢者等の居場所をお知らせ する。 | 有 | 無 |
|  | 寝具の乾燥•水洗い | 在宅の要介護状態等で寝具を衛生的に管理することが困難な状沉にある方に，寝具乾燥等を行う。（乾燥／月 1 回•水洗い／年2回） | 無 | 無 |
|  | おむつの貸与•支給 | 在宅でねたきりの方等に，1日につき 10 枚以内の布おむs つを貸与又は1か月につき45枚以内の紙おむつを支給し，介護者の介護負担軽減を図る。 | 無 | 無 |
|  | 理－美 容 券の支給 | 在宅で重度の要介護状態の方に，年 4 枚の理•美容券を支給する。（申請時期により $1 \sim 3$ 枚になる。） | 無 | 無 |
|  | 老人性白内障眼鏡等購 入 費 助 成 | 手術時 65 歳以上の方で，所得が一定の範囲内である場合 に，手術後必要な特殊眼鏡及びコンタクトレンズ（手術 において身体上の理由により，眼内レンズを挿入するこ とができない方が使用する眼鏡・コンタクトレンズ）の購入費を上限額の範囲内で助成する。 | 無 | 有 |
| 70 歳以上 | $\begin{array}{lllll} \text { 家 } & \text { 具 } & \text { 等 } & \text { 転 } & \text { 倒 } \end{array} \text { 防 止 }$ | 70 歳以上で構成された世帯の方等に災害時の家具等転倒防止のために，転倒防止器具を取り付ける。器具の種類及び取り付けには上限あり。 | 無 | 無 |
|  | シルバーパスの交付 | 都内民営バスと都営交通に無料で乗車できるパスを交付す る。実施主体：東京バス協会 | 有 | 無 |
| 慶祝 <br> 事業 | 敬 老 金 の 支 給 | 9月15日現在，88歳•99歳の方へ 5 ，000円を支給する。 | 無 | 無 |
|  | 長寿 祝 金 の支 給 | 最高齢者及び百歳以上の方に祝金及び花束を贈る。 | 無 | 無 |
|  | 金 婚 祝 状 の贈呈 | 申込みのある結婚50年を経過したご夫婦に，祝状を贈る。 | 無 | 無 |

※サービス内容は令和元年10月1日現在。

一般介護予防事業

| 年齢 | 事 業 名 | サービス内容 | $\begin{array}{ll}  & \text { 費 } \end{array} \text { 用 }$ | 所得制限 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 全て } \\ & \text { の方 } \end{aligned}$ | 東大和元気ゆらゆら体操 in 市役所中庭 | 市役所中庭で「東大和元気ゆらゆら体操」を実施する。 この体操は，身体の筋カアップ，バランス能力の向上，口腔機能向上などに効果のある動きが盛り込まれていま す。毎月第1月曜日に行っている。詳細は市報等に掲載。 | 無 | 無 |
| 75 歳以上 | 基本チェックリスト | 75 歳以上の方（要支援•要介護認定を受けている方を除 く）を対象に，基本チェックリスト（生活機能に関する アンケート）による調查を実施する（対象者に対し2年 に 1 回配布）。その結果に基づいて，介護予防の普及啓発 のほか，閉じこもり予防及び対応等についても役立てる。 | 無 | 無 |
| 65 歳以上 | 楽しみマッスル教室 | 65 歳以上の方（要支援•要介護認定を受けている方を除 く）を対象に，自重トレーニングやマシントレーニング，認知機能の低下予防のためのレクリエーションを行う。 （教室開催は年6期を予定，定員10人，週1回•1期14回。）募集の詳細は，市報に掲載。 | 無 | 無 |
|  | いきいき運動プラス |  | 無 | 無 |
|  | 東大和市介護支援 いきいき活動事業 | 市内在住の 65 歳以上の方に，ボランティア活動を通して相互に助け合いながら介護の実情を理解してもらうとと もに，自身の介護予防を目指すことを目的とし，ボラン ティア活動の回数，時間に応じてポイントを付与し，ポ イントに応じて，転換金の交付を行う事業である。実施主体：東大和市社会福祉協嶬会 | 無 | 無 |

※地域における介護予防活動を支援するために，以下の事業を実施する。

| 事 業 名 | サービス内容 | $\begin{array}{ll} \hline \text { 費 } & \text { 用 } \\ \text { 貝 担 } \end{array}$ | 所得制限 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 介護予防リーダー養成講座 | 市の介護予防リーダーとして活動するために必要な知識 や技術を身に付け，身近な地域の率引役として活躍でき る人材を育成する（隔年実施）。 | 無 | 無 |
| 体操普及推進員養成講座 | 「東大和元気ゆうゆう体操」の目的や動作を習得し，市民等に対して普及啓発活動を担う人材を養成する。 | 無 | 無 |

※サービス内容は令和元年10月1日現在。

## （1）高齢者ほっと支援センタ—事業

高齢者が住みなれたまちで安心して生活できる よう，介護サービスをはじめ，福祉，医療，権利擁護など様々なサービスを包括的•継続的に支え る地域包括ケアの中核機関として，高齢者ほっと支援センター（いもくぼ・きよはら・なんがい） を設置している。

利用は月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時まで（ただし，祝日及び12月29日から1月3日までを除く）。

## （2）高齢者見守りぼっくす事業

高齢者の在宅生活の安心を確保するため，高齢者の見守り支援を専門とした相談窓口として，市内 3 か所に高齢者見守りぼっくす（ならはし， しんぼり，なんがい）を設置している。

開所時間は午前 9 時から午後 5 時。
※開所日は窓口毎で異なる。

## （3）高齢者見守りネットワーク事業

地域で活動する団体や事業者等が，日常の業務の中で高齢者をさりげなく見守ることで，高齢者が住みなれたまちで安心して生活できるこ とを目的に，平成 23 年度から高齢者見守りネッ トワークの推進を図っている。

## （4）生きがい，社会参加のための事業

（1）高齢者のための施設
高齢者が余暇を楽しむ憩いの場として，老人福祉センター（奈良橋市民センター内）•上北台老人福祉館•南街老人福祉館•向原老人福祉館•清原老人福祉館•芋窪老人集会所を設置し ている。

これらの施設のうち，老人福祉センター，各老人福祉館は，毎週2回入浴できる。
（2）シルバー人材センター
シルバー人材センターは，健康で働く意欲を もつ高齢者が経験や能力を生かした仕事をする ことにより，生きがい感をもつとともに，地域社会の発展に寄与することを目的とするもので ある。

市は，この運営を円滑に行うために経費を補助している。
（3）老人クラブ
老人クラブは，高齢者の知識及び経験を生か し，生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ，高齢期の生活を豊かなものとする とともに生き生きとした高齢社会の実現に資す ることを目的とするものである。

市は，この運営を円滑に行うために，経費の補助等を行っている。


## 2 介護保険

（1）東大和市高齢者福祉計画－第 7 期介護保険事業計画

市では，平成 12 年度の介護保険制度の開始以降，市が目指す基本的な目標を定め，介護保険事業計画を策定し，目標の実現に向け，事業に取り組んできた。

第6期計画からは団塊の世代が 75 歳以上とな る令和 7 年（2025 年）を見据え，地域包括ケア システムの構築に向けて，拠点づくりや関係者間 のネットワーク構築などの基盤整備を進めてきた。

これまでの地域包括ケアシステムの取組をさら に進め，高齢者を含めたより多くの市民が地域の中で主体的に活躍する，地域包括ケアシステム

の深化に向け，『支え合う地域の中で 高齢者 の意思が尊重され 健康で生きがいを持って暮らせるまち 東大和』を基本理念に，平成 30年度から令和2年度を計画期間とする東大和市高齢者福祉計画•第7期介護保険事業計画を策定 した。

なお，第6期計画からは，老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき，「市町村老人福祉計画」 と「市町村介護保険事業計画」を一体のものと して策定している。
（2）第1号被保険者数•要介護（要支援）被保険者数（平成 30 年度は実績値，他は推計値）（単位：人，\％）

|  | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 令和 2 年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 第 1 号被保険者数 | 23,003 | 23,381 | 23,762 |
| 要介護（要支援）被保険者数 | 4,173 | 4,552 | 4,918 |
| 認定割合 | 18.1 | 19.5 | 20.7 |

※ 第 1 号被保険者は，市外在住の東大和市被保険者（住所地特例対象者）を含むため，高齢者人口とは一致しない。
（3）給付費（平成 30 年度は実績値，他は推計値）
（単位：円）

|  | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 令和 2 年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 居宅サービス | $2,202,848,434$ | $2,639,490,000$ | $2,837,274,000$ |
| 地域密着型サービス | $434,881,586$ | $727,628,000$ | $886,766,000$ |
| 施設サービス | $2,087,123,189$ | $2,294,211,000$ | $2,476,020,000$ |
| 合 計 | $5,013,441,034$ | $5,661,329,000$ | $6,200,060,000$ |

## 3．障害者福祉の推進

障害者（児）が地域社会の中で可能な限り自立し た生活ができるよう，きめこまかな施策を展開して いく必要がある。

このため，市では，障害者（児）福祉事業として，次のような事業を実施している。

## 1 相談事業

（1）障害者（児）福祉に関する相談業務
身体障害•知的障害に関する福祉の相談全般 を行っている。
（2）身体障害者•知的障害者相談員の設置
心身に障害のある人の更生相談に応じ，必要 な指導を行うとともに，地域住民の認識と理解 を深める活動を行っている。

## （3）精神保健福祉相談（一般相談等）

通院し，居宅で生活している精神障害者及び その家族を対象に生活相談（生活の仕方や対人関係等），医療の相談（薬の飲み方，医療の継続の相談等）及び福祉相談（障害者総合支援法 に基づく福祉サービスの利用等）を行っている。

## 2 障害者総合支援法による障害福祉サービス等

障害者総合支援法は，障害のある人が自立して地域生活を送ることができるよう，障害の種別に かかわらず福祉サービス，公費負担医療費等につ いて，共通の制度の下で一元的に提供するための法律である。
（1）居宅介護
居宅における入浴，排せつ，食事の介護な どのサービス。
（2）重度訪問介護
18歳以上の重度の肢体不自由者，重度の知的障害者または精神障害者で常時介護を要す る方を対象に，居宅における入浴，排せつ，食事の介護などから，外出時の移動中の介護 を総合的に行らサービス。
（3）行動援護
知的または精神障害により，行動上著しい障害がある方で常時介護を要する方を対象に，行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や，外出時の移動中の介護などを行うサー ビス。
（4）同行援護
重度の視覚障害のため移動が困難な方に，外出時に同行して移動の支援を行うサービス。
（5）療養介護
18歳以上の医療を要する障害者で常時介護 を要する方を対象に，主に昼間，病院その他 の施設などで行われる機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下での介護や日常生活上のサービス。
（6）生活介護
18歳以上の常時介護を必要とする方を対象 に，主に昼間，障害者支援施設などで行われ る入浴，排せつ，食事の介護や，創作活動ま たは生産活動の機会の提供などのサービス。
（7）短期入所
介護者が病気の場合などの理由により，障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に提供する入浴，排せつ，食事の介護な どのサービス。
（8）重度障害者等包括支援
常時介護を必要とする方で，介護の必要の程度が著しく高い方を対象に提供する，居宅介護をはじめとする包括的な福祉サービス。
（9）施設入所支援
18歳以上の施設入所者に対して主に夜間に提供される，入浴，排せつ，食事の介護など のサービス。
（11）自立訓練
自立した日常生活や社会生活を営むことが できるよう，定められた期間，身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等が受けられ るサービス。
（11）就労移行支援
就労を希望する方を対象に，定められた期間，生産活動その他活動の機会の提供を通じ て，就労に必要な知識及び能力の向上のため に必要な訓練等が受けられるサービス。
（12）就労継続支援
通常の事業者に雇用されることが困難な方 を対象に，就労の機会を提供するとともに，生産活動その他活動の機会の提供を通じて，就労に必要な知識及び能力の向上のために必

要な訓練等が受けられるサービス。
（13）就労定着支援
就労移行支援等の利用を経て一般就労した方に，就労に伴う生活面の課題に対応できる よう，事業所•家族との連絡調整等の支援を受けられるサービス。
（14）共同生活援助
地域において共同で生活を営む方を対象に，主に夜間に共同生活を営む住居において，相談その他日常生活の援助が受けられるサービ ス。
（15）自立生活援助
施設等に入所していた方で一人暮らしを行 ら際に，一人暮らしに必要な理解力や生活力 を補うために，定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を受けられるサービス。
（16）計画相談支援
障害福祉サービスの支給決定を受ける場合 または変更する場合に，サービス等利用計画 を作成する。また，一定期間ごとにサービス の利用状況の検証を行い，計画の見直しを行 う。
（17）地域移行支援
施設入所者または精神科病院に入院してい る方が地域移行をするために，住居の確保，事業所への同行等の支援を行う。
（18）地域定着支援
居宅で単身等の地域生活が不安定な障害あ る人に対し，常時の連絡体制を確保し，緊急 の事態に訪問等をして支援を行う。
（19）補装具費支給
身体障害者（児）及び難病患者の障害部位 を補い，またはその代替をして身体障害者（児）及び難病患者の日常生活，職業活動等を容易 にし，自立を図る補装具の購入と修理の費用 を支給する。なお，介護保険対象の方につい ては，介護保険対象種目は介護保険での取り扱いによる。
（20）自立支援医療
身体障害児，身体障害者，精神障害者を対象として，心身の障害の除去•軽減のために行う公費負担医療である。育成医療，更生医療，精神通院医療に分かれる。
（21）育成医療
18歳未満で肢体不自由等の機能障害のある方で，手術等により障害の改善が見込まれる方に対する医療である。

## （22）更生医療

身体障害者の障害の程度を軽減したり，障害を除去するための医療である。
（23）精神通院医療
通院医療が必要である精神障害者が，病院及び薬局等で受ける精神医療である。

## 3 児童福祉法による障害児支援等

（1）児童発達支援
障害のある児童に対し，施設において日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を行うサービス。
（2）医療型児童発達支援
医療的なケアが必要な障害のある児童に対 し，施設において日常生活の基本動作の指導 や集団生活への適応訓練を行うサービス。
（3）放課後等デイサービス
学校通学中の障害のある児童に対し，放課後や夏休み等の長期休暇中に，生活能力の向上のために必要な訓練や，創作的活動，地域交流の機会の提供等を行うサービス。
（4）保育所等訪問支援
障害児が集団生活を営むら施設を訪問し，当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与するサービス。
（5）居宅訪問型児童発達支援
外出が困難な重度の障害等の状態にある障害児に対し，居宅を訪問し，日常生活におけ る基本的な動作の指導，知識技能の付与等の支援を行うサービス。
（6）障害児相談支援
障害児通所支援を利用する障害のある児童 に対し，サービスの支給決定を受ける場合ま たは変更する場合にサービス利用計画案を作成し，また，一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービ ス。

## 524 障害者総合支援法による地域生活支援事業

障害のある人が，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，障害者総合支援法に規定す る地域生活支援事業として必要な支援を行う。
（令和元年10月1日現在）

| ， | 事業 名 | 事 業 概 要 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 相 談 支 援 事 業 | 障害者手帳の交付を受けている者，又はこれと同等の障害を有すると認め られる者を対象に，障害者の社会復帰，自立及び社会参加促進のための支援を，総合福祉センターは～とふる（身体障害者•知的障害者の方等）及 び地域生活支援センターウエルカム（精神障害者の方等）で行う。 |
| 2 | 手話通訳者等派遣事業 | 身体障害者手帳を交付され，かつ，聴覚または言語機能障害を有する者及 び聴覚障害者等をもつて組織する団体を対象に，意思疎通を円滑にするた めに，手話通訳者または要約筆記者を派遣する。 |
| 3 | 手話通訳者設置事業 | 聴覚障害等のある方が市役所本庁舎等に来庁した際のコミュニケーション支援を行らため，手話通訳者を設置している。 |
| 4 | 日常生活用具給付事業 | 在宅の重度心身障害者（児）及び難病患者に，日常生活を容易にすること を目的として日常生活用具の購入に要する費用を支給する。用具の種目ご とに，対象者の要件がある。 |
| 5 | 移 動 支 援 事 業 | 屋外での移動が困難である障害者等の，社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のため，市に登録した事業者から介護者の派遣を行う。 |
| 6 | $\begin{array}{lllll} \text { 地 } & \text { 域 } & \text { 活 } & \text { 動 } & \text { 支 } \\ \text { セ } & \text { 援 } & \text { 夕 } & \text { - } & \text { 事 } \end{array}$ | （1）総合福祉センターは～とふるにおいて，身体障害者•知的障害者に対す る創作的活動，機能訓練及び社会適応訓練に関する支援を行う。 <br> （2）地域生活支援センターウエルカムにおいて，精神障害者に対する創作的活動，社会適応訓練に関する支援を行う。 |
| 7 | 訪問入浴サービス事業 | 身体障害者手帳 2 級以上または愛の手帳 2 度以上の交付を受けた方に，週 に 1 回入浴巡回車を派遣し，入浴介助を行う。 |
| 8 | 就職支度金給付事業 | 身体障害者等で就職または自営により施設を退所することが確実に見込ま れる方で，就職等により自立するものに対し，社会参加の促進のための支度金を支給する。支給要件は次のいずれかである。 <br> （1）介護給付費等の支給決定を受け，かつ就労移行支援または就労継続支援を受けていること <br> （2）障害者支援施設等，国立高度専門医療センターまたは指定医療機関へ の入所の措置または入所若しくは入院の委託の措置を受け，かつこれ らの施設において更生訓練を受けている身体障害者 |
| 9 | 日中－時支援事業 | 学齢児以上で，身体障害者手帳の交付を受けている方または，知的障害，精神障害を有している障害者等を介護する方の休養等のため，当該障害者等に対し，市に登録をした事業者の施設等において，日中一時的に日常生活上の世話，食事等の介護，排せつ等の世話を提供する。 |
| 10 | 自動車運転免許取得費助 成 事 業 | 18 歳以上の，身体障害者手帳 $1 \sim 3$ 級（内部障害は 4 級以上，下肢•体幹障害は 5 級以上）または愛の手帳の交付を受けた方が，運転免許適性試験 に合格した場合，教習費用の一部を助成する。 |
| 11 | 自動車改造費助成事業 | 18 歳以上の上肢•下肢•体幹機能障害 $1 \cdot 2$ 級の身体障害者手帳の交付を受けた方で，就労等に伴い，自らが所有し，運転する車の操向装置，駆動装置の一部を改造する場合，当該自動車の改造に要する費用の一部を助成 する。 |
| 12 | 住宅設備改善事業 | 在宅の重度心身障害者（児）に日常生活の利便性を図ることを目的として住宅設備の改善に要する費用の一部を支給する。 |

5 在宅福祉事業
（令和元年10月1日現在）

| － | 事業の種類 | 事 業 概 要 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 心身障害者自動車 ガソリン費助成事業 | 身体障害者手帳（上肢•聴覚障害 2 級以上，視覚•下肢•体幹•内部障害 3 級以上）または愛の手帳 3 度以上の交付を受けた方で，自動車を所有す る方または当該障害者のために使用する自動車の所有者で，当該障害者と生計を一にする方に対しガソリン費の一部を助成する。 |
| 2 | 福 祉タクシー助 成 事 業 | 身体障害者手帳（上肢•聴覚障害 2 級以上，視覚•下肢•体幹•内部障害 3 級以上）または愛の手帳 3 度以上の交付を受けた方が，市と契約した福祉タクシーを利用することができる利用券を交付する。 |
| 3 | 視 覚 障 害 者 用 <br> 図 書 給 付 事 業 | 学齢児以上の在宅の視覚障害者で，主に情報の入手を点字•大活字•D A I S Y に頼っている方に視覚障害者用図書を給付する。 |
| 4 | 身体障害者福祉電話使 用 料 助 成 事 業 | 18 歳以上の 2 級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で，外出困難な方 に対して，コミュニケーション及び緊急連絡を目的に電話料（基本料金と通話料 300 円まで）を助成する。 |
| 5 | 身体障害者補助犬の給 付 事 業 | 東京都内に概ね 1 年以上居住している身体障害者で，世帯全体にかかる所得課税額の月平均額が 77，000 円未満の方で，居住している家屋の所有者•管理者の承諾を得られ，所定の訓練を受け，補助犬を適切に管理でき，社会活動への参加に効果があると東京都が認めた方に，補助犬を無償で給付 する。 |
| 6 | $\begin{array}{\|l\|l\|l\|} \hline \text { 家具転倒防止器具 } \\ \text { 取 } & \text { 付 } & \text { 事 } \end{array} \text { 業 }$ | 身体障害者手帳 2 級以上，愛の手帳または精神保健福祉手帳 2 級以上の交付を受けた方で構成される世帯に，家具転倒防止器具を取付ける。 |
| 7 | 重度心身障害者（児） お出つ支給事業 | 3 歳以上 65 歳未満の，身体障害者手帳 2 級以上または愛の手帳 2 度以上の交付を受けた方が，常時おむつを着用する必要がある場合，紙おむつを支給する。 |
| 8 | 心 身 障 害 者寝 具 乾 燥 等 事 業 | 障害者単身世帯または障害者夫婦を含む世帯（子どもが成人している場合 を除く）で，身体障害者手帳 $1 \sim 3$ 級（聴覚•平衡機能障害または音声機能，言語機能またはそしゃく機能の障害を除く）または愛の手帳 $1 \sim 3$ 度 の交付を受けた方で，寝具の自然乾燥が困難な方に対して，乾燥及び水洗 いを実施する。 |
| 9 |  | 身体障害者手帳 2 級以上，愛の手帳または精神保健福祉手帳 2 級以上の交付を受けた， 65 歳未満の方で構成される世帯（単身世帯も可）で，買物•炊事が困難と思われる方，または同様の障害者と 65 歳以上の身体的•精神的機能低下のある方で構成される買物•炊事が困難と思われる世帯に昼食を届ける。 |
| 10 | 重度身体障害者等緊急通報システム事業 | ひとりぐらし等の重度身体障害者等が家庭内で病気や事故など緊急の事態 に陷ったとき，消防庁に通報できるよう無線発報器等を貸与し，あらかじ め登録された協力員の協力体制により，速やかな援助を行う。 |
| 11 | 重 度 身 体 障 害 者火災安全システム事業 | 18 歳以上の重度身体障害者の火災による不安を解消し，生活の安全を確保 するために，火災警報器，自動消火装置及びガス安全システムの給付を行 い，火災発生時には消防庁に自動通報をする。 |
| 12 | 手 話 講 習 会 | 手話の普及及び通訳者養成のための手話講習会を開催する。 |
| 13 | 都営交通の無料乗車券発 行 事 業 | 身体障害者手帳，愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が，都営交通を利用する際に無料で乗車できる乗車券を発行する。 |
| 14 | $\begin{array}{\|lllll} \hline \text { 中 } & \text { 等 } & \text { 度 } & \text { 難 } & \text { 聴 } \\ \text { 児 } \\ \text { 発 } & \text { 達 } & \text { 支 } & \text { 援 } & \text { 事 } \end{array} \text { 業 }$ | 身体障害者手帳の交付を受けることができない程度の聴力の 18 歳未満の方に，補聴器の購入又は修理に要する費用を助成する。 |


| － | 事業の種 類 | 事 業 概 要 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | $\begin{array}{llllll} \text { 心 } & \text { 身 } & \text { 障 } & \text { 害 } & \text { 者 } \\ \text { 医 } & \text { 療 } & \text { 費 } & \text { 助 } & \text { 成 } & \text { 事 } \end{array} \begin{aligned} & \text { 業 } \end{aligned}$ | 65 歳未満で身体障害者手帳 2 級以上（内部障害は 3 級以上），愛の手帳 2 度以上の交付を受けた方または精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方に，医療保険の本人負担分を一部助成する。 |
| 2 | 難 病 医 療 費助成申請書等の受理 | 難病医療費助成申請書等の受理，B型•C型ウイルス肝炎治療医療費助成申請書等を受理する。 |
| 3 | 小児慢性特定疾病医療費助成申請書等の受理 | 小児慢性特定疾病の対象疾病にかかっている方の医療費助成申請書等 を受理する。 |
| 4 | 原子爆弾被爆者等の援護に係る申請書等の受理 | （1）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく各種申請書等 を受理する。 <br> （2）東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例等に基づく各種申請書等を受理する。 |
| 5 | 小児精神病医療費助成給付 に係る申請書等の受理 | 18 歳未満の児童で，精神障害のため精神科に入院している場合，医療費の公費負担制度に係る申請書等を受理する。 |

## 7 障害児福祉事業

## （1）障害睍保育事業

集団保育が可能な程度であって，保護者等が送迎できる児童を対象に行っている。

## 8 やまとあけぼの学園

心身に障害がある就学前の児童に対し，自立を助長するために必要な指導及び訓練を行うことを目的として，昭和47年10月に開設された。
児童福祉法の改正により，平成25年4月から同法に基づく児童発達支援事業に移行した。さらに，平成26年4月から児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業（ただし18歳未満を対象とする）を開始 した。

## （1）児童発達支援事業

児童発達支援の支給決定を受けた就学前の児童に日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を行う。

医師や機能訓練士，心理相談員等さまざまな専門職の力を借りながら，密接に連携し，療育 を行っている。また，保護者に対する療育の指導技術の援助や，早期療育の相談も行っている。

## （2）障害児相談支援事業•特定相談支援事業

障害福祉サービスにかかる支給等の申請をさ れた18歳未満の方に，サービス等の利用計画（案） の作成を行ら（障害児支援利用援助及びサー ビス利用支援）。その後も，計画が適切かどう か定期的にモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助及び継続サービス利用支援）。

## 9 総合福祉センターは～とふる

この施設は，新たな地域福祉を推進するための中核施設として，平成28年10月に開設した。

東大和市立みのり福祉園で実施していた身体障害者，知的障害者のための生活介護事業，就労継続支援B型事業，地域活動支援センター事業を引 き継いで行うとともに，就労移行支援，短期入所，自立訓練，日中一時支援などの障害福祉サービス事業や障害者相談支援，障害者就労支援，ケアラ一支援なども行っている。
あわせて，特別養護老人ホーム，地域交流の場 として，喫茶売店，多目的集会室，情報コーナー を設置している。

## 10 地域生活支援センターウエルカム

在宅の精神障害者及びその家族に対して，日常的な相談に応じ，日常生活の支援や地域交流活動等の場を提供する。

オープンスペースの利用，電話•面接による相談，生活支援•地域交流プログラム等の事業を行 っている。

## 11 心身障害者の状況

（1）身体障害者数
（令和元年10月1日現在）（単位：人）

| 障害 級 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 肢体不自由 | 324 （29） | 284（5） | 264（4） | 338（ 1） | 106（ 1） | 51（3） | 1，367（43） |
| 視 覚 | 48（0） | 47（2） | 11（0） | 13（0） | 31（3） | 11（0） | 161（ 5） |
| 聴 覚 | 14（ 1） | 51（4） | 27（2） | 57（0） | 0（0） | 144（2） | 293（ 9） |
| 音声－言語 | $5(0)$ | $2(0)$ | 11（0） | 6（0） | 0（0） | 0（0） | 24（ 0） |
| 内 部 障 害 | 569 （7） | 12（1） | 88（ 4） | 183（ 2） | 0（0） | 0（0） | 852（ 14） |
| 合 計 | 960 （37） | 396 （12） | 401 （10） | 597 （ 3） | 137 （ 4） | 206（5） | 2，697（71） |

注：（ ）内は 18 歳未満で再掲
（2）知的障害者数 （令和元年 10 月 1 日現在）（単位：人）

| 程 度 | 1 度 | 2 度 | 3 度 | 4 度 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 対象者数 | 33 | 184 | 149 | 395 | 761 |
|  | $(8)$ | $(44)$ | $(21)$ | $(96)$ | $(169)$ |

注：（ ）内は 18 歳未満で再掲
（3）精神保健福祉手帳所持者数
（令和元年10月1日現在）（単位：人）

| 程度 <br> 対象者数$\quad 4$ 級 | 2 級 | 3 級 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |

注：（ ）内は 18 歳未満で再掲

## 12 手当等

（令和元年10月1日現在）

| － | 手 当 名 称 | 支 給 対 象 者 | 支 給 制 限 | 支給月額（円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 国 | 特別児童扶養手当 | 身体に重度•中度の障害や長期にわたる安静を必要とする症状があり，日常生活に著 しい制限を受ける児童（身体障害者手帳1～3級程度）又は知的障害（愛の手帳 $1 \sim 3$ 度程度）があるか，精神に障害があり，日常生活 に著しい制限を受ける障害児またはこれらと同等の障害を持つ児童を監護している父母，又は養育者。 | 父母•養育者が国内に住所を有すること。施設入所不可。 <br> 所得制限あり。 <br> 児童の障害を理由とす る公的年金との併給は不可。 | 重度 $52,200$ <br> 中度 $34,770$ |
| 度 | 障害児福祉手当 | 精神，または身体に重度の障害があるため，日常生活において常時介護を必要とする状態（身体障害者手帳 $1 \cdot 2$ 級の一部，愛の手帳1•2度）にある障害児（受給者は障害児本人）またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童。 | 住所要件あり。 <br> 施設入所不可。 <br> 所得制限あり。 <br> 障害を理由とする公的年金との併給は不可。 | 14，790 |



## 4．児童福祉の推進

## 東大和市子ども・子育て支援事業計画

平成24年8月，社会全体で子ども・子育てを支援 する新しい支え合いの仕組みを構築し，子育て支援 の総合的な提供を推進することを目的に「子ども・子育て関連3法」が制定された。

これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」 を開始するにあたり，市町村は質の高い幼児期の学校教育•保育及び地域の子ども・子育て支援の充実 を図るため，5年を1期とする「市町村子ども・子育 て支援事業計画」を策定することとなった。

市では，子育て支援施策の利用状況や利用希望を把握するため，利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施し，その結果を計画に反映させ，計画の中間報

告に対する意見公募と市民説明会等を行い，広く市民の意見を伺いながら，平成27年3月，「東大和市子 ども・子育て支援事業計画」を策定した。

## 2 保育体制の充実

## （1）保育所（認可保育園）

保育所は幼稚園とは異なり，保護者の労働や病気等のため，家庭で保育のできない（保育を必要 とする）児童を保護者に代わって保育する施設で ある。

平成 31 年 4 月 1 日現在，市内には公立 1 園，私立 15 園（本園数），合計 16 園の保育所があり， 1， 996 人（定員）の児童を保育している。
－保育所一覧
（平成 31 年 4 月現在）

|  | 保 育 所 名 | 定 員 （人） | 受入月齢 | 保育標準時間 （保育短時間） | 延長保育時間 | 認可年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 市立 | 狭 山 保 育 園 | 105 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 \sim 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 昭和 } \\ & 49 . \\ & 4 . \end{aligned}$ |
| 私 | 高 木 保 育 園 | 100 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $18: 00 \sim 19: 00$ $(7: 00 \sim 8: 30$ 又は $16: 30 \sim 19: 00)$ | $\begin{array}{rlll} \text { 昭和 } \\ 43 . & \\ 4 . & 1 \end{array}$ |
|  | 向 原 保 育 園 | 162 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 \sim 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{array}{rlll} \text { 昭和 } \\ 46 . & & \\ 4 . & 1 \end{array}$ |
|  | れんげ桜が丘保育園 | 99 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 \sim 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 平成 } \\ & 6.4 . \\ & 6 . 4 . \end{aligned}$ |
|  | れん げ 保 育 園 | 149 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 30 \sim 18: 30 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} (7: 30 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 18: 30) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 昭和 } \\ & 28 . \\ & 28 . 12 \\ & \hline \end{aligned}$ |
|  | れんげ南街保育園 | 124 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 \sim 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 昭和 } \\ & 32 . \\ & 3 . 30 \end{aligned}$ |
|  | 大 和 南 保 育 園 | 100 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 \sim 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 昭和 } \\ & 40 \\ & 40 . \\ & \hline \end{aligned}$ |
| 立 | 大 和 東 保 育 園 | 101 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 \sim 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \end{gathered}$ | $\begin{array}{ll} \text { 昭和 } \\ 41 . & \\ 41 . & 17 \end{array}$ |
|  | 紫 水 保 育 園 | 81 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 \sim 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{array}{rll} \text { 昭和 } \\ 42 . & \\ 4 . & \end{array}$ |
|  | れんげ上北台保育園 | 146 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 \sim 20: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 20: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} \text { 昭和 } \\ 46 \end{aligned} \text {. } 5 \text {. } 1$ |


|  | 保 育 所 名 | 定 員 （人） | 受入月齢 | 保育標準時間 （保育短時間） | 延長保育時間 | 認可年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 私 | 上北台こひつじ保育園 | 121 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 ~ 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 昭和 } \\ & 48 . \\ & 4 . \\ & \hline \end{aligned}$ |
|  | のぞみ保 育 園 | 148 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 18:00~19:00 } \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 ~ 19: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 昭和 } \\ & 49 . \\ & 49 . \end{aligned}$ |
|  | 明 徳 保 育 園 | 120 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 ~ 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 昭和 } \\ & 52 . \\ & 5 . \\ & \hline \end{aligned}$ |
|  | 立野みどり保育園 | 131 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 \sim 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 昭和 } \\ & 5 \\ & 55 . \\ & \hline \end{aligned}$ |
| 立 | 谷 里 保 育 園 | 188 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 ~ 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 昭和 } \\ & 57 . \\ & 57 . \\ & \hline \end{aligned}$ |
|  | 玉川 上水 保 育 園 | 101 | 産休明けから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 ~ 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 平成 } \\ & 26 \text {. } 3.27 \end{aligned}$ |
|  | のぞみ保育園分園 | 20 | 1 歳児クラスから | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 ~ 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \end{gathered}$ | － |

## （2）認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち，地域の子育て支援も行ら施設である。教育•保育を一緒に受ける。

## －認定こども園一覧

| 保 育 施設 名 |  |  |  |  |  |  |  |  | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 定 員 } \\ (1) \end{array} \\ \hline 188 \\ (100) \end{gathered}$ | $\qquad$ <br> 産休明けから | 保育標蕉時間 <br> （保育短時間） <br> $7: 30 \sim 18: 30$ <br> $(8: 30 \sim 16: 30)$ | 延長保者時間 <br> $18: 30 \sim 20: 30$ <br> $(: 30 \sim 8: 30$ 又は <br> $16: 30 \sim 20: 30)$ <br> $(: 30)$ | 設置年月日 <br> 平成 <br> 27.3 .1 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 私 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | $\begin{gathered} \hline 519 \\ (120) \\ \hline \end{gathered}$ | 1歳児クラスから | $\begin{gathered} 7: 30 \sim 18: 30 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline 7: 30 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 18: 30) \\ \hline \end{gathered}$ | 平成 <br> 28 |  |  |

※定員数の（ ）内の数字は定員の総数の内，保育利用者の定員

## （3）小規模保育

少人数（定員 $6 \sim 19$ 人）を対象に，家庭的保育に近い雰囲気のもと，きめ細かな保育を行う施設である。

## －小規模保育施設一覧

|  | 保 育 施 設 名 | 定 員 <br> （人） | 受入月齢 | 保育標準時間 （保育短時間） | 延長保育時間 | 設置年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 私 | 東 大 和 早 樹 保 育 園 | 15 | 産休明けから 2 歳児クラス | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline 18: 00 ~ 20: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 20: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 平成 } \\ & 28.4 . \\ & \hline \end{aligned}$ |
|  | れんげ第二桜が丘保育園 | 19 | 満 6 か月から 2 歳児クラス | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline 18: 00 ~ 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 平成 } \\ & 28.10 . \\ & \hline \end{aligned}$ |
|  | ふたば保育園 | 19 | 1 歳児クラスから 2 歳児クラス | $\begin{gathered} \hline 7: 30 \sim 18: 30 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline(7: 30 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 18: 30) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 平成 } \\ & 29 \\ & 29 . \end{aligned}$ |
|  | みつ ば 保 育 園 | 16 | 産休明けから 1 歳児クラス | $\begin{gathered} 7: 30 \sim 18: 30 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} (7: 30 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 18: 30) \end{gathered}$ |  |
| 立 | 向 原 第二 保 育 園 | 11 | 1 歳児クラスから 2 歳児クラス | $\begin{gathered} 7: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 18: 00 \sim 19: 00 \\ (7: 00 \sim 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 19: 00) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 平成 } \\ & 31 . \\ & 3 \end{aligned}$ |

## （4）家庭的保育（保育ママ）

家庭的な雰囲気のもとで，少人数（定員 5 人以下）を対象にきめ細かな保育を行う施設である。

## －家庭的保育施設一覧

| 保 育 施 設 名 |  |  |  |  |  |  |  | 定 員 （人） | 受入月齢 | 保育標準時間 （保育短時間） | 延長保育時間 | 設置年月日 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 私 |  |  | が | 保 | 育 | マ |  | 5 | 産休明けから | $\begin{gathered} 8: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline(8: 00 ~ 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 18: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 平成 } \\ & 27 \end{aligned}$ |  |  |
| 立 |  |  | 村 | 保 | 育 | マ |  | 5 | 産休明けから | $\begin{gathered} 8: 00 \sim 18: 00 \\ (8: 30 \sim 16: 30) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} (8: 00 ~ 8: 30 \text { 又は } \\ 16: 30 \sim 18: 00) \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 平成 } \\ & 27 \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |

（5）認可外保育施設利用者に対する補助金
認可保㚗園等が待機となっている児童の保護者で，認可外保育施設（家庭福祉員，認定こども園を除く） に保育を委託している人に対して補助金を交付し，保護者の保育費用軽減を図ることを目的としている。
同事業は，昭和49年10月から実施している。

## （6）認証保育所補助事業

児童が東京都から認証を受けた保充施設を利用して いる場合に，その設置者に対し，運営に要する経費の

一部について補助金を交付している。
同事業は，平成15年4月から実施している。

## （7）幼児教育•保育の無償化

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的とし，令和元年10月から，幼稚園，保育所，認定 こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもたちと非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの利用料を無償としている。

## 3 子育て支援制度の充実

（1）子ども家庭支援センタ一事業
平成14年4月に開設し，子どもと家庭に関する総合相談および子育て支援サービスの提供•調整を行う窓口 として業務を行っている。同年10月からは，地域活動 ワーカーが児童館，集会所等へ出向き，0歳から3歳児 とその親を対象とした「出張かるがもひろば」も実施 し，育児相談や親同士の仲間づくりの場を提供してい る。
このほか，子育ての啓発として，保育付きの子育て講座を実施している。

また，子育て情報の提供として，子育てに関する情報を集約したハンドブックを作成し，母子健康手帳交付時や転入時に配布している。
（2）ファミリー・サポート・センタ—事業
社会福祉協議会が実施している，子育ての手助けが必要な人（利用会員）と，子育ての手助けをしたい人 （協力会員）とのボランティア的な相互援助活動「フ アミリー・サポート・センター（さわやかサービス）」 の運営に対し補助を行っている。
（3）子育てひろば事業
地域の子育て家庭を支援するため，保育園に設置し た子育てひろばにおいて，子育てに関する相談等を行 っている。

- 平成11年10月～大和南保育園
- 平成14年4月～誠愛保育園
（現 れんげ上北台保育園）
－平成26年 4月～玉川上水保育園
また，市内児童館6館においても子育てひろばを実施 している。
－平成31年4月～各児童館


## （4）緊急一時保育事業

児童の保護者が入院，看護などの事由により，家庭保育が困難な場合に，狭山保育園および向原保育園で満1歳から小学校就学前の児童を，連続15日間を限度 に，緊急かつ一時的に保育している。
（5）一時預かり事業
保護者の仕事や通院等で児童の保育が一時的に困難 になった場合や育児に疲れて休息したい場合等に，子 ども家庭支援センター内の一時保育室の他，平成26年度からは市内3園の保育園に補助を行い，満1歳（玉川

上水保育園は0歳から対象）から小学校就学前の児童 を，週3回を限度に一時的に保育している。

- 平成17年4月～子ども家庭支援センター内
- 平成26年 5月～玉川上水保育園
- 平成26年 6月～向原保育園
- 平成26年 8月～大和東保育園
（6）子どもショートステイ事業
児童の保護者が病気，出産等の事由により，家庭に おける児童の養育が困難になった場合に，養育協力員宅で満2歳から小学6年生までの児童を，6泊を限度に一時的に養育している。
（7）入院助産
保健上入院して分娩する必要があるにもかかわら ず，経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦 に対し，助産施設への入所により出産費用を助成し ている。
（8）赤ちゃん • ふらっと整備事業
乳幼児と一緒に安心して外出を楽しめるよう，授乳 やおむゝ替えなどができるスペースを，市内の 21 か所 の児童館や保育園等に「赤ちやん・ふらつと」の愛称 で設置している。
（9）休日保育
休日•祝日に，保護者の就労等により家庭でお子さ んの保育ができないときに保護者に代わり保育してい る。
－平成29年 4月～玉川上水保育園
（10）年末保育
市内保育施設が閉園する年末に，保護者の就労等に より家庭でお子さんの保育ができないときに保護者に代わり保育（年末保育）している。
－平成26年 4月～玉川上水保育園


## （11）病児－病後児保育

保護者の方が勤務等の都合により，病気中•病気の回復期にあるお子さんをご家庭で看護できない場合 に，お子さんをお預かりしている。

また，保育園等で体調不良になり，保護者が迎えに行くことが困難な時に，病児•病後児保育室の保育士又は看護師が迎えに行く，お迎えサービスも実施して いる。
－児童手当•医療費助成制度
（令和元年10月現在）

| 名 称 | 対 象 者 | 所得制限 | 手当月額•助成内容等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 児童手当 | 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している方 | あり <br> （所得制限超世帯 に特列給付として支給有） | $0 ~ 3$ 歳末満（ 3 歳O誕生日月まで） <br> 15， 000 円 <br> 3 歳～小学校修了前 |
| 乳幼児 <br> 医療費助成 | 義務教骨就学前（6歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで）の乳幼児を養育 している方 | なし | 保狳診療の自己負担分を助成（入院時の食事療養標準負担額は除く） |
| 義務教有就学児医療費助成 | 6 歳に達した日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達した日以後の最初の 3月31日までつ間にある児童を養育している方 | あり | 保検㫆療の自己負担分外来1回200円を上限とし，それ以外を助成（入院時つ食事療養骠潐負担額む除く） |

## 4 ひとり親家庭支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定•向上を図るため，相談を通して問題解決に向けた支援をする母子•父子自立支援員を置いている。また，ひとり親家庭等を対象とした手当•医療費助成制度がある。（詳しくは次表を参照。）

## （1）母子生活支援施設

母子家庭が，児童の養育が十分にできない場合に，母子生活支援施設への入所により，自立促進のための生活支援を行っている。
（2）母子－父子自立支援プログラム
児童扶養手当受給者等が経済的に自立するため，プ ログラムを策定し，就業につなげる支援を行っている。
（3）母子家庭等自立支援給付金支給事業
母子家庭の母及び父子家庭の父の，就業に結び付く主体的な能力開発の取組を支援し，経費の一部や修業 と生活の両立のための給付金を支給することにより，就業を支援し，自立の促進を図っている。
－ひとり親家庭等対象の手当•医療費助成制度等

| 名 | 称 | 対 象 者 | 所得制限 | 手当月額•助成内容等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 児童扶養手当 |  | 次のいずれかの状態にある 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（一定の障害がある場合は 20 歳末満）を養有しているひとり親家庭等の父または母または養育者 <br> 父または母が死亡／父母が婚㸶を解消／父または母が重度の障害を有する／父または母が保護命令を受けた／父または母が生死不明／父または母に引き続き 1 年以上遺隺されている／父 または母が引き続き 1 年以上拘禁されている／婚姻によらないで生まれた／婚姻によらないで生まれた児童に該当するかどうかか淜らかでない | あり <br> （扶養義務者を含 む） | 全部支給 $\quad 42,910$ 円 部支給 10,120 円～ 42,900 円 （児童 2 人目以降か力算あり） <br> 全部揨止 |
| $\begin{aligned} & \text { 腤 } \\ & \text { 靖 } \\ & \text { 堿 } \\ & \text { 当 } \end{aligned}$ | 育成 <br> 手当 | 次のいずれかか状態にある 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育しているひとり親家庭等の父または母または養育者 <br> 父または母が死亡／父母が婚姻を解消／父または母が重度の障害を有する／父または母が保護命令を受けた／父または母が生死不明／父または母に引き続き 1 年以上遺苯されている／父 または母が引き続き 1 年以上拘禁されている／婚姻によらないで生まれた | あり | 児童 1 人につき 13,500 円 |
|  | 障害 <br> 手当 | 次のい ずれてが該当する 20 歳术満の児童を養育している方 <br> 「身体障害者手帳 $1 \cdot 2$ 級程度／愛の手帳 $1 \sim 3$ 度程度／脳性麻属 進行性筋萎縮㱏 |  | 児童 1 人につき 15,500 円 |


| 名 称 | 対 象 者 |  | 手当月額•助成内容等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ひとり親家庭等医療費助成 | （2次のいげれてかか状態にある 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで $)$ 間にある児童（一定の障害がある場合は 20 歳未満を養育しているひとり親家侹等の父または母及びその児童 <br> 父または母が死亡／父母が婚姻を解肖／父または母が重度か傽害を有する／父または母が保護命令を受けた／父または母が生死不明／父または母に引き続き 1 年以上遺蜾されている／父また は母が引き続き 1 年以上拘禁されている／婚㸶によらないで生まれた／婚姻によらないで生まれ た児童に該当するかどうかか淜らかでない <br> ○父または母か監鸌しない上記のような児童及び父母か洌亡した児童を養育する養育者及びその児童 | あり <br> 扶養義 <br> 務者を含 <br> む） | 保倹垓㞠つ自己負担分を助成 <br> （一部自己負担を除く） <br> ※ 部自己負担分 <br> －入院柰の食事療荃標雔負㑼賏又は生活㞠養慓淮負担額 <br> －（住民税棵税せ帯かみ） <br> 通完：定率1割（上限18， 000 円／月） <br> 入院：定率1割（上限57，600 円／月） |
| ひとり梡家庭 ホームヘルプ サービス | 児童のいるひとり親家庭で，次の一時的な理田等によりホームヘッパーの派遣が必要な方。 <br> - ひとり親家庭となって2年以内で生活環竸か筫変 <br> - 保檴者か職戠新力開発センター等こ通学 <br> - 自立のための就職䡃等 <br> - 保蒦者の疾病，出産 看護 事故 冠好受筧，学校行事等 <br> - 小学校 3 年生以下の坚童がいる家廷で保護者の就業の事情 | 所得こ応じ た自己負担 あり | - 育児 <br> - 家事全般 |
| 東京都母子及 び父子福社資金の貸付 | 都内に6か月以上居住している母子家廷の母及び父子家廷の父で，20歳求両つ抽子さんを養育している方 |  | 丸主な貸付資金 <br> （1）儗学資金 <br> （2就学支度資金 <br> （3）技能習得資金 <br> （4）生活資金 <br> （5転宅資金 <br> ほか |
| 東京都大性福祉資金の貸付 | 配偶者がいない，都内に6か月以上居住している女性で <br> （1）親•子•兄弟姝末などを扶養している方（所得制限なし） <br> （2）親•子•兄弟姉朱などを扶養していない方は，年間所得が 2,036 千円以下で，次のいずれか沉該当す る方 <br> - からて母子家庭の母として子を扶養したことのある 25 歳以上の方 <br> - 婚烟歴のある 40 歳以上の方 |  |  |

## 5 育成施設

## （1）児童館

現在，市内には，6館の児童館を開設し，18歳未満の児童の遊び場の提供と健全育成を進めて いる。

児童館には，遊戯室•集会室•図書室等があ り，遊具類も多く，1日平均 100 人（ 6 館で 600 人） の児童（18歳未満）が利用している。

活動は，年間事業計画，各月の行事計画によ

り行っている。内容としては，子育てひろば，親子サークル，スポーツ，料理教室，絵本の読 み聞かせ，映画会，じどうかんまつり，ランド セル来館，クラブ活動等を行っている。

広報活動としては，「児童館だより」（市報），「じどうかんだより」（各児童館発行），市のホ ームページ，ポスター，チラシの配布（小•中学校）などを行っている。

## －各児童館の開設状況等

| 施 設 名 | 開 設 年 月 | 単独館及び複合館の区別 |
| :---: | :---: | :---: |
| むこらはら児 童 館 | 昭和52年4月 | 複合館（向原市民センター内） |
| き よ は ら 児 童 館 | 昭和54年4月 | 単 独 館 |
| なら は し 児 童 館 | 昭和60年5月 | 複合館（奈良橋市民センター内） |
| かみきただい児童館 | 平成 5年5月 | 複合館（上北台市民センター内） |
| なん が い 児 童 館 | 平成 5年5月 | 複合館（南街市民センター内） |
| さくらがおか児童館 | 平成 5年5月 | 複合館（桜が丘市民センター内） |



児童館まつり「大道芸の披露」

## （2）学童保育所

昼間家庭において保護者の適切な監護を受けら れない小学校に通う児童の放課後の安全確保及び健全育成を目的に，学童保育所は設置されてい る。

昭和39年に最初の学童保育所が設置されて以来順次整備が進められた。平成30年度より民間学童保育所が開設されている。

## －各学童保育所の開設状況等

| 施 設 名 | 開 設 年 月 | 基準定員 <br> （人） | 施 設 場 所 の 概 要 等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 学童保育所第一クラブ | 昭和53年11月 | 80 | ならはし児童館に併設 |
| 学童保育所第二クラブ | 昭和48年 1月 | 40 | なんがい児童館に併設 |
| 学童保育所第三クラブ | 昭和39年 7月 | 40 | きよはら児童館に併設 |
| 学童保育所第四クラブ | 昭和52年11月 | 60 | 単独施設 |
| 学童保育所第五クラブ | 昭和45年 5月 | 60 | むこうはら児童館に併設 |
| 学童保育所第六クラブ | 昭和47年 7月 | 40 | きよはら児童館に併設 |
| 学童保育所第七クラブ | 昭和52年 4月 | 60 | 単独施設 |
| 学童保育所第八クラブ | 昭和52年11月 | 60 | 単独施設 |
| 学童保育所第九クラブ | 昭和59年 9月 | 60 | 単独施設 |
| 学童保育所第十クラブ | 昭和54年10月 | 60 | かみきただい児童館に併設 |
| 学童保育所桜が丘クラブ | 平成25年 4月 | 60 | 単独施設 |
| 立野第一学童クラブ | 平成30年 4月 | 35 | 立野第二学童クラブに併設 民間学童保育所 |
| 立野第二学童クラブ | 平成30年 4月 | 35 | 立野第一学童クラブに併設 民間学童保育所 |

## 5．社会保障の充実

## 1 生活保護

生活保護制度は，日本国憲法第25条に規定する理念に基づき，国が生活に困窮するすべての国民に対 し，その困窮の程度に応じ，必要な保護を行い，そ の最低限度の生活を保障するとともに，その自立を助長することを目的として，昭和25年から実施され ている。
市における生活保護の状況は，平成31年3月末日現在で 1,345 世帯，1，918人となっている。この保護世帯を世帯類型別（保護停止中世帯を除く）にみる と，高齢者世帯665世帯（49．5パーセント），母子世帯92世帯（6．9パーセント），障害者世帯179世帯（13．3 パーセント），傷病者世帯184世帯（13．7パーセント）， その他の世帯223世帯（16．6パーセント）となって いる。

保護率は，昭和60年度をピークに減少傾向にあっ たが，平成6年度の後半から国，都と同様に増加に転じ，平成20年に始まる世界的な経済不況と雇用状況の悪化により，平成20年度以降は大幅な増加をし た。平成31年3月末日現在の保護率は $22.4 \%$（パー ミル＝千分率）であり，高い水準で推移している。

国の動向として，平成27年度から施行された生活困窮者自立支援事業による生活保護に至る前段階の方への自立に向けた支援との一体的な運用，被保護者就労支援事業による就労•自立支援を充実するこ

と，生活保護費の不正•不適正な受給対策を行うこ とや医療扶助の適正化を行うことなどが求められて いる。

## 2 国民年金

国民年金制度は，日本国憲法第 25 条第 2 項に規定 する理念に基づき，老齢，障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯 によって防止し，健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として，昭和34年に制定された。

近年，少子高齢化が進む中で，恒久的な財源の確保，失業や収入の減少等の経済的な理由による保険料未納ケースの増加等が課題視されていた。

国民年金制度が，わたしたちの安心•自立した生活を支える機能を引き続き果たせるようにするため に，「年金機能強化法」が平成24年8月に制定され，国民年金制度が長期的に持続可能となるための施策 が，平成26年4月より順次施行されている。

市の国民年金に係る法定受託事務は，第1号被保険者に係る届出の受理，第 1 号期間のみ有する者の裁定請求及び保険料免除等申請の受理などである。法定受託事務のほか年金相談や年金生活者支援給付金の受付，市報等を活用した保険料納付特例，国民年金制度の周知を図るなど，地域を管轄する年金事務所に協力し連携を図っている。
－被保険者数

| 年度 区分 | 被 保 険 者 | 加 |  |  |
| ---: | ---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 総 数 | 第1号被保険者数 | 任意被保険者数 | 第 3 号被保険者数 |
| 平成 28 年度 | 18,437 | 11,721 | 155 | 6,561 |
| 29 年度 | 17,882 | 11,298 | 139 | 6,445 |
| 30 年度 | 17,535 | 11,168 | 121 | 6,246 |

－受給権者数
（単位：人）

|  | 総 数 |  | 年 金 | 種 別 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 老 齢 年 金 | 障 害 年 金 | 遺 族 年 金 | 寡 婦 年 金 |
| 平成 28 年度 | 21， 814 | 20， 472 | 1， 190 | 142 | 10 |
| 29 年度 | 22，598 | 21，191 | 1，248 | 150 | 9 |
| 30年度 | 22， 878 | 21，478 | 1，250 | 146 | 4 |

## 3 国民健康保険

当市の国民健康保険（国保）事業は昭和35年4月に発足しており，加入者の病気・けが・出産•死亡に関して，必要な給付を行っている。

平成 30 年度の国保税収入額は， 17 億 2 ， 238 万 2，110円で前年度に比べ 0.2 パーセントの増となっ た。歳入全体に占める保険税の割合は，18．8パー セントであった。

一方，保険給付費は，57億7，939万237円で前年度に比べ5．8パーセントの減となり，歳出全体に占める割合は64．6パーセントであった。

国保加入者は，平成30年度平均は19，587人で市 の人口の約 23.0 パーセントを占めている。

加入者の内訳は，一般被保険者19，504人，退職被保険者83人となっている。

国保制度は，他の医療保険と比較すると被保険者の年齢構成が高く，医療費水準が高いという構造的な問題を抱えている。

こうした問題に対応するため国保制度は平成30年度から広域化され，都道府県が財政運営の責任主体として，国保制度を安定的に運営するための中心的な役割を担うようになった。

## －国保税収入額の推移


－保険給付費の推移

－被保険者の内訳（年間平均）


## －平成30年度国民健康保険事業特別会計決算

歳入
繰越金， $4.3 \%$ 金， $11.8 \%$

－医療給付の状況（保険者負担分）

| 年 度 | 区 分 | 件 数（件） | 金額（千円） | 1 件あたり（円） | $\begin{array}{llll} \hline 1 & \text { 人 あ た } & \text { に } \\ \text { 年 平 均 } & \text { ( 円 }) \end{array}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平 成 | －般 | 372， 330 | 5，258， 260 | 14， 123 | 243， 731 |
| 28 年 度 | 退 職 者 等 | 9， 798 | 129， 281 | 13， 195 | 242， 099 |
|  | 一 般 | 354， 601 | 5，231， 620 | 14， 754 | 256， 540 |
| 29 年 度 | 退 職 者 等 | 4， 845 | 73， 425 | 15， 155 | 293， 700 |
|  | 一 般 | 344， 201 | 5，008， 608 | 14， 551 | 256， 799 |
| 30 年 度 | 退 職 者 等 | 1，684 | 18， 280 | 10， 855 | 220， 241 |

注：金額の千円未満四捨五入

## 4 後期高齢者医療

それまでの老人保健制度に代わり，75歳以上の高齢者及び 65 歳から 74 歳までの申請により一定 の障害があると広域連合から認定された方を被保険者とした後期高齢者医療制度が平成20年4月か ら始まった。

制度の運営は東京都全域の 62 区市町村で構成 される東京都後期高齢者医療広域連合が主体とな る。

広域連合は主に被保険者の認定や保険料額の決定，医療の給付などの制度運営を行ない，区市町村は住所変更や給付申請，保険証の引渡しや保険料の徴収など，被保険者の届出窓口となる。

財政は，患者負担分を除き，公費が 5 割，現役世代からの支援金が 4 割，被保険者からの保険料 が 1 割となっており，安心して高齢者が医療にか かれる仕組みを，世代を超えて支えている。

平成 30 年度末の被保険者は 11,548 人となって おり，年々増加している。

高齢者世代と現役世代の負担を明確にし，公平 でわかりやすい制度とするために，75 歳以上の高齢者を対象に，その心身の特性や生活の実態等を踏まえながら高齢社会に対応した医療制度を目指 している。
（各年3月31日現在）


6．地域福祉の推進

## 1 東大和市地域福祉計画

（1）計画の目的，性格
市では，平成6年3月に「みんなの和21プラン—東大和市地域福祉計画」を策定したが，介護保険制度の導入や社会福祉基礎構造改革の実施など福祉を取り巻く環境は大きく変化し，新たな課題 への対応が必要となってきたため，平成13年5月
「第二次東大和市地域福祉計画」を策定した。
その後，出生率の低下等による少子化の進行を止めるため，各自治体による行動計画の策定が義務付けられ，また，障害者支援費制度の開始，介護保険制度実施から5年経過した中で，本格的な見直しが必要となった。

平成18年度には障害者自立支援法が施行され るなど社会福祉制度全般にわたる見直しが行われ たことから，これらを踏まえて，平成18年5月に「第三次東大和市地域福祉計画」を策定した。
平成21年度には福祉を取り巻く環境の大きな変化や新たな問題に対応するため，平成21年3月に「第四次東大和市地域福祉計画」を策定した。
さらに平成27年度に，国の地域福祉計画策定指針の転換があったことに伴い，他の個別法による福祉施策計画について，従来の地域福祉計画とは別に順次，整備が行われることとなった。ついて は，他の個別法による計画との整合性を図るべく，個別法では計画されていない福祉分野の事業を踏 まえる目的で，平成27年3月に「第五次東大和市地域福祉計画」を策定した。

これは，個別法整備により各分野の計画が専門化，分化していく中で，施策の実施主体や推進の根拠を明確にするためである。

なお，地域福祉計画は，地域における福祉計画 の包括的計画となることから，各計画とその関連性について，包括的な視点で捉えることとしてい る。

この計画の期間は，平成27年度から平成32年度 までの6年間とした。

内容については，厚生労働省通知に基づき「生活困窮者自立支援方策」が地域福祉計画に盛り込 むことが新たに求められたため，生活困窮者への支援の抜本的強化を特に盛り込んでいる。

なお，計画の中間年である平成30年度に中間見直しを実施し，報告書としてまとめている。

## （2）計画の基本理念

「人と地域が つながり支え合う 安心 安全
あたたかいまち」を基本理念とし，東大和市に関わるすべての人々が一体となって，だれもが安心して安全にいきいきと暮らすことができる福祉 のまちづくりを進めることを目指す。

## （3）計画の目標及びその推進のために

（1）形成基盤の整備
地域の課題を解決するため，地域の力を寄せ合い，支え合う，連携と協働のまちづくりの基盤整備を目指す。
（2）自主活動の支援
連携と協働のまちづくりのため，地域におけ る自主活動の活性化を支援する。また，地域福祉を担う社会福祉協議会やボランティア等への支援を行う。
（3）福祉の環境づくりの推進
地域に暮らす人誰もが，互いに認め合い，協力し合えるような心を育て，安心して地域で暮 らすことのできる福祉の環境づくりに努める。
（4）福祉のまちづくりの推進
東京都福祉のまちづくり条例に基づき，公共施設，民間施設，交通アクセス等の改善•整備 に努める。

## 2 民生委員

## （1）民生委員•児童委員協議会

地域福祉の推進にあたる民生（児童）委員（厚生労働大臣の委嘱）により構成されている東大和市民生委員•児童委員協議会へ経費の一部を補助す るなど，円滑な運営がはかれるよう協力している。
（2）民生委員推薦会
民生（児童）委員を推薦する機関である東大和市民生委員推薦会に関する事務を行っている。

## 3 保護司

（1）保護司会
更生保護の推進にあたる保護司（法務大臣の委嘱）で構成している東大和市保護司会に対し，円滑な運営がはかれるよう協力している。

## （2）東京都北多摩地区保護観察協会

東京都北多摩地区保護観察協会は，東京都北多摩地区における犯罪予防更生事業の強化を図り，地域社会の健全育成に寄与することを目的にした団体である。

市は，この団体に加盟しており，関係費用の負担を行っている。

## 4 その他の地域福祉

（1）避難行動要支援者支援に関すること
災害時に家族などの支援が受けられず，自力で の避難が困難な方に対して，速やかに避難できる ための支援体制の整備を行うとともに，避難行動要支援者情報の収集•共有に務めている。
（2）り災者災害援護に関すること
暴風•豪雨等の自然災害及び火災等により住居 に全焼又は全壊等の被害を受けた時に，被災者ま たはその遺族に災害見舞金の支給を行っている。 また，災害击慰金の支給に関する法律及び同法施行令の適用を受けた場合には，災害援護資金の貸し付け，災害票慰金の支給を行っている。
（3）日本赤十字社東大和市地区
毎年5月に行われる日赤社資募集活動及びその とりまとめ，災害時における見舞品の支給等を地区組織として行っている。

## （4）遺族会

戦没者の遺族により構成されている東大和市遺族会に対し，円滑な運営がはかれるよう協力して いる。
（5）原子爆弾被爆者見舞金（市制度）
被爆者健康手帳の交付を受けている人に見舞金を支給している。

## 5 社会福祉協議会

社会福祉全般の推進にあたる社会福祉法人東大和市社会福祉協議会に対して，市は基本的な運営費 の補助を行うなど，円滑な運営がはかれるよう協力 している。

